

# 子らの笑顔 みんなの宝 子育て応援プラン

## 交野市子ども・子育て支援事業計画

(平成 27 年度～31 年度)

【概要版】



平成 27 年 2 月

交 野 市

# 計画の全体構成

- 第1章 計画策定にあたって
  - 1 計画策定の背景
  - 2 計画の性格と位置付け
  - 3 子ども・子育て支援新制度の概要
  - 4 計画の期間
  - 5 計画の策定体制
- 第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く状況
  - 1 人口等の動向
  - 2 ニーズ調査結果の概要
- 第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の主な取り組み状況と課題
  - 1 これまでの子育て支援施策の取り組み
  - 2 特定事業の事業実績
- 第4章 計画の基本的な考え方
  - 1 基本理念
  - 2 基本目標
  - 3 施策の体系
- 第5章 施策の展開
  - 1 すべての子育て家庭を支える まちづくり
  - 2 子どもの育ちを支える まちづくり
  - 3 地域ぐるみの育ち・子育て支援が豊かな まちづくり
- 第6章 計画の目標値等
  - 1 教育・保育提供区域の設定
  - 2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策
  - 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
  - 4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策
- 第7章 計画の推進
  - 1 推進体制の充実
  - 2 計画の点検・評価に向けて



# 第1 計画策定にあたって

## 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。

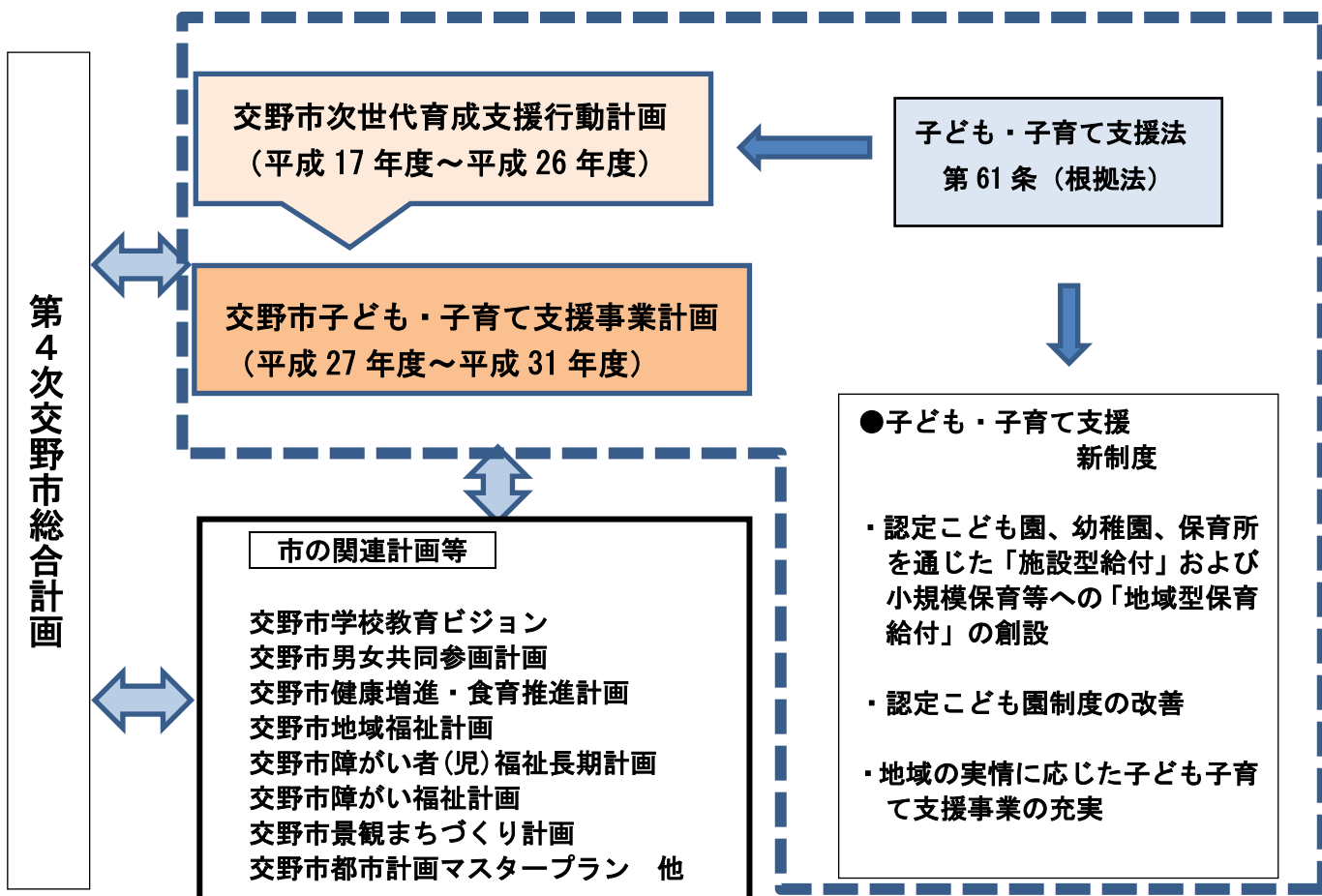
このような状況の中、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

本市では、平成17年3月に「子らの笑顔、みんなの宝“かたの” 子育て応援プラン ～交野市次世代育成支援行動計画～」(前期計画：平成17年度から平成21年度)を、また、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画(平成22年度から平成26年度)を策定し、「子どもいっぱい 元気な かたの」を基本理念として、子どもを生み育てることに喜びを感じ、また地域の中で、子どもが夢と希望を持って健やかに育まれるまちをめざし、子育てに関する様々な施策を総合的に推進してきましたが、平成26年度に計画期間の最終年度を迎えています。

新制度による新たな施策が示されるなか、これまでの次世代法に基づく「交野市次世代育成支援行動計画」を継承する計画として、支援法に位置づけられる「交野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に向けた取組みを推進するものです。

## 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」(策定義務)に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」(任意計画)と一体的に策定します。



## 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、平成27年度から平成31年度までの5年を第1期として推進します。その後、計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



## 子ども・子育て支援新制度の概要

「新制度とは・・・」

子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」に基づき、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てできるよう支援する新しい仕組みです。

### (1)新制度のポイント

新制度において推進される子育て支援施策の主なポイントは以下の3つです。

#### 【子ども・子育て支援新制度の3つのポイント】

#### 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

○幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善し、普及を図ります。

#### 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

○認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育事業・家庭的保育事業等への給付（「地域型保育給付」）の創設、保育所認可制度の見直しにより、保育の量や種類を拡充します。

○認定こども園・幼稚園・保育所等の職員配置の改善、処遇改善により支援の質を向上します。

### 3 地域の子ども・子育て支援の充実

○地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を図ります。

#### (2)新制度における給付・事業

新制度では、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されます。この新制度の給付体系に入る教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」を呼びます。また、「地域子ども・子育て支援事業」として子ども・子育て支援法で定められた法定 13 事業を実施し、すべての子育て家庭への支援を充実します。

新制度における給付・事業は次のとおりです。

#### 子ども・子育て支援給付

##### ≪子どものための教育・保育給付≫

##### ■施設型給付

＜給付の対象＝教育・保育施設＞

- ・幼稚園
- ・保育所（定員 20 人以上）
- ・認定こども園

##### ■地域型保育給付

＜給付の対象＝地域型保育事業＞

- ・小規模保育（定員 6～19 人）
- ・家庭的保育（定員 5 人以下）
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

#### 地域子ども・子育て支援事業

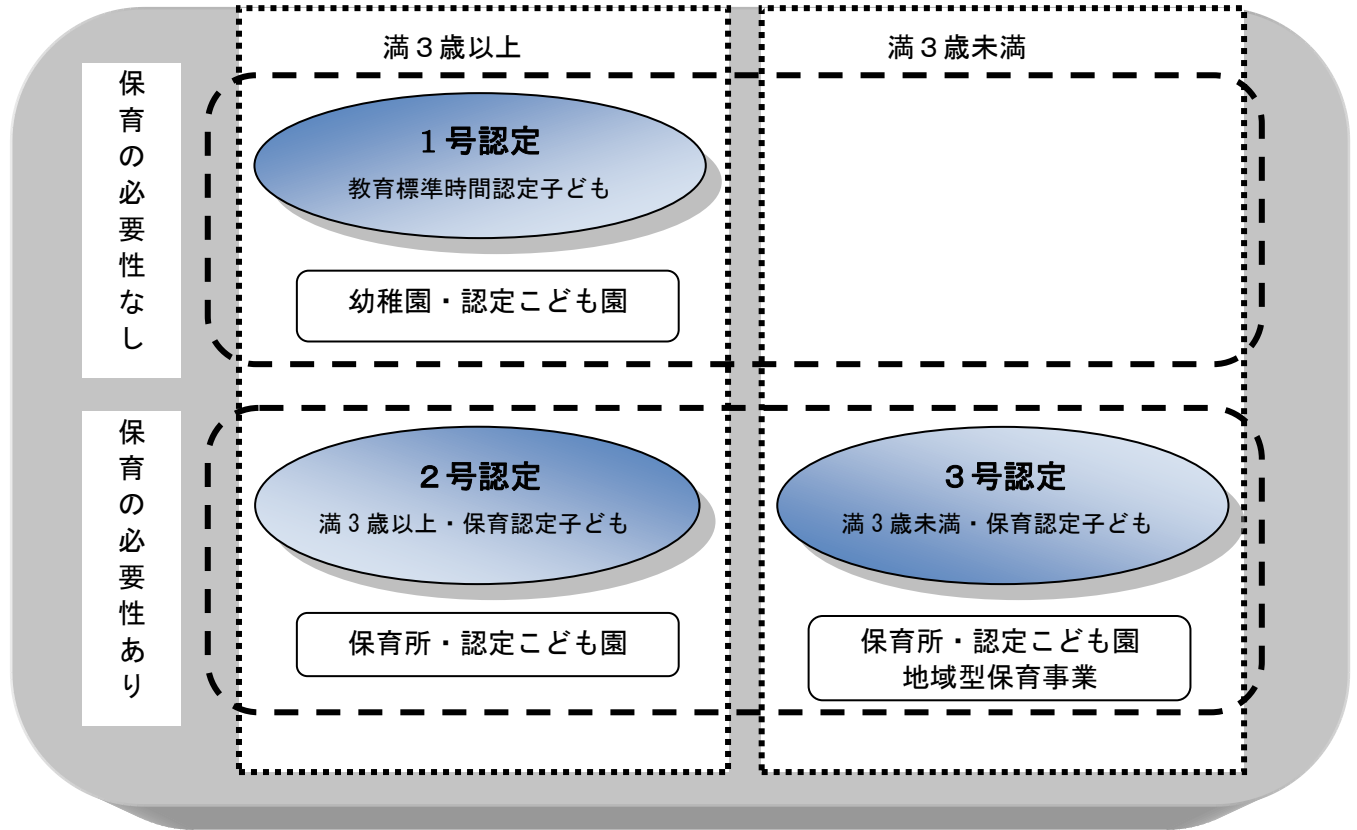
- ①利用者支援事業【新規】
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付事業【新規】
- ⑬多様な主体の新制度に参入することを促進するための事業【新規】

### (3) 保育の必要性の認定

新制度は、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みです。

認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。

#### 【保育の必要性の認定区分と利用できる教育・保育施設等】



#### 【保育の必要性を認定する際の客観的基準】

##### (1) 保育を必要とする事由

保育を必要とする事由となるものは、下記のとおりです。

- ①月 48～64 時間の範囲で市町村が定める時間以上の就労をしていること  
※ 本市においては月 64 時間以上の就労をしていること
- ②妊娠中または出産後間がないこと
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居（長期入院等を含む）親族の介護・看護
- ⑤災害復旧      ⑥求職活動
- ⑦就学      ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

##### (2) 保育の必要量

保育の必要性あり（2号・3号）の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育の必要量を認定します。保育の必要量には「保育標準時間認定（1日最大11時間）」と「保育短時間認定（1日最大8時間）」があります。※ 最大時間は時間外保育を除きます。



## 第2 次世代育成支援（後期）行動計画の主な取り組み状況と課題

### 特定事業にかかわる事業実績

交野市次世代育成支援行動（後期）計画では、達成すべき目標事業量を設定しました。

その進捗状況は次のとおりです。

事業名	指数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 目標	担当課
地域子育て支援拠点事業【センター型】	施設数	1か所 交野市地域子育て支援センター	2か所目 開設 星田地域子育て支援センター				2か所	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業【ひろば型】	施設数 開催日数	1か所 つどいの広場		2か所 ぼらりす ひろば開設			2か所	
地域子育て支援拠点事業【児童館型】	第1児童センター（いくの）	未実施	検討	※ひろば事業（ぼらりすひろば）が近くにできたため。児童館型の支援センター実施については一旦、検討を終了する。			実施に向け検討	
一時預かり事業【保育所型】	施設数	2か所 18人 星田保育園 交野保育園					3か所 30人	こども園課
一時預かり事業【地域密着型】	定員 施設数	未実施	制度及び実施是非の検討				検討	
トワイライトステイ事業	施設数	市外 3か所					3か所	子育て支援課
ショートステイ事業	施設数	市外 3か所				市外 4か所	3か所	
ファミリー・サポート・センター事業	施設数 会員数 提供会員 両方会員	1か所 62人 7人					1か所	子育て支援課
延長保育事業	施設数	10か所					10か所	こども園課
病児対応型事業		未実施	実施に向け検討				新規実施	子育て支援課
病後児対応型事業		未実施	実施に向け検討				新規実施	
体調不良児対応型事業		未実施	実施に向け検討				新規実施	
特定保育事業		未実施	ファミリー・サポート・センターの活用促進による対応を検討				実施に向け検討	
通常保育事業	施設数 定員	10か所 1,115児					10か所	こども園課
休日保育事業		未実施	ファミリー・サポート・センターの活用促進による対応を検討				当面実施しない	
夜間保育事業		未実施	ファミリー・サポート・センターの活用促進による対応を検討				当面実施しない	
放課後児童健全育成事業	施設数	12か所 (10校) 680人 18:15まで					時間延長等の拡充	青少年育成課

# 子育て支援施策【交野市次世代育成支援行動計画（後期計画）】の課題と方向性

交野市次世代育成支援行動計画においては、「子どもいっぱい元気な“かたの”」を基本理念のキャッチフレーズに、子どもたち自身の“子育て”、子育てする人・家庭の“子育て”、地域の“和”の視点から総合的な子育て支援を行ってきました。

## 1. 地域ぐるみの子育て・子育て支援への取り組み

### 【課題と方向性】

- ◇ 子育てを地域社会全体で支えるために、子育て支援ネットワークの充実
- ◇ 子育て親子の交流の場の継続と充実（開催曜日、時間等の拡充）
- ◇ 市民に便利でわかりやすい情報提供の継続実施及び相談支援体制の充実
- ◇ 交野市の魅力である豊かな自然環境を生かした取り組みの充実と継続
- ◇ 放課後児童会の運営内容の充実
- ◇ 「放課後子ども総合プラン」の推進
- ◇ 公園等の維持管理の継続
- ◇ 地域の人生経験豊かな方たちの協力を得て交野の歴史や伝承遊び等と地域活動世代間交流活動事業等の継続実施



## 2. すべての子育て家庭を支える取り組み

### 【課題と方向性】

- ◇ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ◇ 地域子育て支援センターの周知及び機能拡充一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の拡充
- ◇ 待機児童の解消、延長保育、休日保育、夜間保育、特定保育について検証
- ◇ 病児保育の実施、体調不良児保育の実施に向け検討
- ◇ 障がい児保育の推進
- ◇ 自立支援の相談機能、情報提供の充実、就労支援、生活面への支援、子育て世帯への経済的支援の継続実施





### 3. 人権、いのち、健康を守る取り組み

#### 【課題と方向性】

- ◇ 児童虐待防止対策、社会的養護体制、母子家庭及び父子家庭の自立支援の充実
- ◇ 出産から健やかな育児へと切れ目のない支援及び、ハイリスク妊婦フォロー及び、乳幼児健診未受診フォローの徹底
- ◇ 保護者の問題解決力が高まるよう、健康教育や親育てへの支援の充実
- ◆ 疾病の早期発見・早期治療等につなげられるよう、医療に関する情報提供や健診等の実施
- ◇ 市内公立小中学校での思春期保健事業の実施を通して、各小中学校との連携（相談対応や情報提供等）を強化。喫煙に関して幼児、保護者、妊婦など様々な年代に向けての啓発を徹底
- ◇ 食育に関しては、平成 25 年度に策定した健康増進計画及び食育推進計画を踏まえて、関係機関等との輪を広げ、既存事業の充実及び拡充
- ◇ 障がい児のライフステージを通じ、一貫した障がい福祉理念と仕組みのなかで、障がい施策の検討、質の向上

### 4. 子どもの豊かな育ちを支える取り組み

#### 【課題と方向性】

- ◇ 保育所、幼稚園から就学に向けての連携強化、子育てを学ぶ機会の充実
- ◇ 男女共同の子育てを推進
- ◇ 男女共同参画教育の推進のための研修、幼少期からの取り組みの継続
- ◇ 職場体験学習、講習会等の継続
- ◇ スポーツ・文化活動の推進、図書館活動の推進



### 5. 安心・安全でうれしいのある生活環境づくりへの取り組み

#### 【課題と方向性】

- ◇ 景観法に基づき、良好な景観、まちづくりの推進
- ◇ 道路の整備及び交通安全の推進、チャイルドシートの普及啓発に努める
- ◇ 防犯講習会、設備整備、子どもの見守り活動の継続
- ◇ 相談体制の充実、地域での子どもの見守り活動の継続

## 第3 計画の基本的な考え方

### 基本理念

子どもいっぱい 元気な“かたの”  
～ 子育て 子育て 地域の和（なごみ）～

### 基本目標

本計画では、基本理念を実現するための施策の柱として、以下の3つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援を進めます。

#### 1 すべての子育て家庭を支える まちづくり

すべての子どもと親へ、妊娠から出産、育児、教育と切れ目のない子育て支援を行うことで、安心して、楽しみながら子育てができる環境づくりを推進します。

#### 2 子どもの育ちを支える まちづくり

次代を担う子どもたちが、自らの意思で「生きる力」を身につけ、まちの活力と未来を支える人材としての「情（こころ）」を育める教育・保育環境づくりを推進します。

#### 3 地域ぐるみの子育て・子育て支援が豊かな まちづくり

「地域の子どもは地域で育てる」という地域の子育て・子育てに対する意識の向上を図り、地域全体で子どもの健全な成長を見守り、子育て家庭を支援するまちづくりに取り組み、また、子育て・子育てに関わる多様な人材、組織などの社会資源が効果的に連携できるよう子育て支援のネットワークを強化し、地域全体で子育てを支えるまちづくりを推進します。

# 施策の体系

基本理念

子どもいっぱい 元気な “かたの”  
子育て 子育て 地域の和

基本目標

1 すべての子育て家庭を支える まちづくり

2 子どもの育ちを支える まちづくり

3 地域ぐるみの子育て・子育て支援が豊かな まちづくり

基本施策

(1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

(2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

(3) 人権教育及び児童虐待問題対応の充実

(4) 障がいのある子ども(支援の必要な子ども)のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

(5) ひとり親家庭の自立支援の推進

(6) 男女共同参画・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進

(2) 学校教育の推進

(3) 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実

(4) 思春期保健対策の充実

(5) 「食育」の推進

(6) 子どもの成長を見守る体制づくり

(7) スポーツ・文化・レクリエーションの充実

(1) 地域における子育て支援ネットワークの充実

(2) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

(3) 地域における子育て支援の充実

(4) 地域環境を活かした多様な活動の推進

(5) 子どもの居場所づくり

(6) 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

## 第4 施策の展開

- ◎：子ども・子育て支援事業計画の特定13事業
- ：次世代育成支援行動計画から継続する事業

### 基本目標1 すべての子育て家庭を支える まちづくり

#### 基本施策1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

##### 【具体的な取組み】

- ◎ 妊婦健康診査
- 母子健康診査事業
- ◎ こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
- 産後ケア事業の実施に向け検討 **新規**
- 親の子育て力の強化
- 地域医療環境
- 産前産後の保育所利用促進
- 子育て家庭の経済的負担の軽減

#### 基本施策2 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

##### 【具体的な取組み】

- 施設型給付による、保育所、幼稚園、認定子ども園の充実
- 地域型保育給付による保育サービスの提供 **新規**
- ◎ 公立幼稚園の体制
- ◎ 利用者支援事業 **新規**
- ◎ 地域子育て支援拠点事業
- ◎ 子育て短期支援事業
- ◎ 一時預かり事業
- ◎ 延長保育事業
- ◎ 病児・病後児保育事業 **新規**
- ◎ 放課後児童健全育成事業
- 保育所・幼稚園の環境整備

#### 基本施策3 人権教育 及び 児童虐待問題対応の充実

##### 【具体的な取組み】

- 要保護児童対策地域協議会（虐待ネットワーク事業）
- 児童虐待防止研修会（関係機関研修、市民研修、実務者研修）
- 児童虐待の相談事業
- ◎ 養育支援訪問事業
- 人権教育・啓発事業

#### 基本施策4 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

##### 【具体的な取組み】

- 療育機関、幼稚園、保育所、小学校と一貫した支援教育
- 機能支援センター（こどもゆうゆうセンター）事業
- 障がい児保育
- 障がい児教育
- 巡回相談事業
- 放課後児童会への障がい児の受入
- 障がい児福祉サービス
- 障がい児関連施策連絡会
- 障がい児にかかわる職員の資質の向上
- 障がいのある子どもの経済的負担の軽減

#### 基本施策5 ひとり親家庭の自立支援の推進

##### 【具体的な取組み】

- 相談機能・情報提供の充実
- 就労支援
- 子育てをはじめとした生活支援
- ひとり親家庭の経済的負担の軽減

### 基本目標2 子どもの育ちを支える まちづくり

#### 基本施策1 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進

##### 【具体的な取組み】

- 子どもの発達、成長過程に応じた幼児期の学校教育・保育の推進
- 保育所・幼稚園・家庭・地域での連携推進
- 保育所・幼稚園の職員の資質向上
- 評価による保育の質の向上
- 幼児教育の充実
- 幼保小の円滑な接続
- 幼稚園、保育所と小・中学校の連携の促進
- 幼稚園、保育所と小・中学校との交流の推進
- 小・中学校における指導と支援の充実

#### 基本施策2 学校教育の推進

##### 【具体的な取組み】

- 確かな学力の育成
- 道徳教育、人権尊重の教育、キャリア教育

- 生徒指導
- 読書環境の充実
- 学校ボランティアの人材活用
- 男女平等教育の推進

### 基本施策3 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実

#### 【具体的な取組み】

- キャリア教育（職場体験学習）
- 地域子育て支援事業 **新規**

### 基本施策4 思春期保健対策の充実

#### 【具体的な取組み】

- 思春期における健康教育
- 相談体制の充実

### 基本施策5 「食育」の推進

#### 【具体的な取組み】

- 食育推進計画の推進

### 基本施策6 子どもの成長を見守る体制づくり

#### 【具体的な取組み】

- 教育コミュニティづくりの推進
- 学校評議員の活用
- 安全教育の推進の推進

### 基本施策7 スポーツ・文化・レクリエーションの充実

#### 【具体的な取組み】

- 地域文化活動の推進
- 地域におけるスポーツ活動の推進
- 地域家庭文庫活動への支援
- 図書館活動の充実



## 基本目標 3 地域ぐるみの子育ち・子育て支援が豊かなまちづくり

### 基本施策 1 地域における子育て支援ネットワークの充実

#### 【具体的な取組み】

- 子育て支援者交流会
- 子育て自主サークル活動支援
- 子育て支援員（仮称）の育成 **新規**

#### 【子育てを支えるまちづくり】イメージ図



### 基本施策 2 子育て相談及び子育て情報提供の充実

#### 【具体的な取組み】

- 利用者支援事業 **新規**
- 子育て支援情報提供

### 基本施策 3 地域における子育て支援の充実

#### 【具体的な取組み】

- ◎ 地域子育て支援拠点事業（再掲）
- 保育所・幼稚園の子育て支援事業
- ◎ ファミリー・サポート・センター事業
- 保育所、幼稚園等における世代間交流の取り組み
- 地域の交流の機会の充実

#### 基本施策4 地域環境を活かした多様な活動の推進

##### 【具体的な取組み】

- 農業とのふれあう機会の提供
- 子どもへの自然環境保全の伝承
- 子ども会活動への支援
- 子どもに関する地域活動情報の提供

#### 基本施策5 子どもの居場所づくり

##### 【具体的な取組み】

- 公園等の維持管理
- 既存施設の利用
- 放課後子ども総合プランの推進
- 放課後児童健全育成事業

#### 基本施策6 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

##### 【具体的な取組み】

- 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備
- 子どもの安全確保

# 第5 計画の目標値等

## 1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本市では教育・保育提供区域（基本型）を、「一・二中学校区」と「三・四中学校区」の2区域に設定します。また、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定します（下表参照）。

【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業別の区域設定】

分類	施設・事業		区域
教育・保育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所（園）</li> <li>・幼稚園</li> <li>・認定こども園</li> </ul>	2区域 (一・二中校区) (三・四中校区)
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業</li> <li>・家庭的保育事業</li> <li>・居宅訪問型保育事業</li> <li>・事業所内保育事業</li> </ul>	
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・時間外保育事業</li> <li>・利用者支援事業</li> </ul>		1区域 (市全域)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査</li> <li>・こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）</li> <li>・養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業</li> <li>・子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）</li> <li>・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター）</li> <li>・病児・病後児保育事業</li> <li>・放課後児童健全育成事業</li> </ul>		

## 2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

#### ①教育・保育施設

新制度では、幼稚園、認可保育所、認定こども園が教育・保育施設となります。待機児童の解消に向け、認定こども園の普及が望まれます。

#### ②地域型保育事業

新制度では、定員が19人以下の保育事業は市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類があります。

## (2) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

## (3) 教育・保育給付事業の量の見込みおよび確保方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み(必要利用定員総数)」を定めます。

### 【全市(「一・二中学校区」・「三・四中学校区」合計)】

(単位:人)

区 分	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0歳	1～2歳	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0歳	1～2歳	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0歳	1～2歳	
①量の見込み	973	828	99	474	931	793	98	469	900	766	97	460	
②確保方策	特定教育・保育施設	182	711	80	365	385	746	100	412	487	764	100	412
	新制度に移行しない幼稚園	1,303	—	—	—	1,089	—	—	—	945	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	15	31	—	—	15	31	—	—	15	31
	計	1,485	711	95	396	1474	746	115	443	1432	764	115	443
差(②-①)	512	-117	-4	-78	543	-47	17	-26	532	-2	18	-17	

区 分	平成 30 年度				平成 31 年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0歳	1～2歳	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0歳	1～2歳	
①量の見込み	883	750	96	448	863	733	95	443	
②確保方策	特定教育・保育施設	671	779	100	412	671	779	100	412
	新制度に移行しない幼稚園	746	—	—	—	746	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	15	31	—	—	15	31
	計	1417	779	115	443	1417	779	115	443
差(②-①)	534	29	19	-5	554	46	20	0	

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
<b>①利用者支援事業【新規】</b>					
量の見込み(か所数)	2	2	2	2	2
確保方策(か所数)	0	1	2	2	2
<b>②地域子育て支援拠点事業</b>					
量の見込み(延人数)	12,460	12,254	11,999	11,831	11,625
確保方策(延人数)	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
<b>③妊婦健康診査</b>					
健診受診見込み(延回数)	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
確保方策(延回数)	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
<b>④乳児家庭全戸訪問事業</b>					
訪問対象児数の見込み(実人数)	518	512	505	500	498
確保方策(実人数)	518	512	505	500	498
<b>⑤養育支援訪問事業</b>					
支援対象児数の見込み(実人数)	5	5	5	5	5
確保方策(実人数)	5	5	5	5	5
<b>⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)</b>					
量の見込み(延日数)	12	12	12	12	12
確保方策(延日数)	12	12	12	12	12
<b>⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</b>					
量の見込み(延人数)	3,525	3,495	3,468	3,445	3,425
確保方策(延人数)	3,525	3,495	3,468	3,445	3,425
<b>⑧一時預かり事業&lt;ア. 1号認定による定期的利用(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育)&gt;</b>					
量の見込み(延人数)	973	931	900	883	863
確保方策(延人数)	973	931	900	883	863
<b>一時預かり事業&lt;イ. 2号認定による定期的利用&gt;</b>					
量の見込み(延人数)	30,000	28,800	27,600	26,700	26,100
確保方策(延人数)	30,000	28,800	27,600	26,700	26,100
<b>一時預かり事業&lt;ウ. その他の一時預かり(幼稚園を除く)&gt;</b>					
量の見込み(延人数)	13,651	13,273	12,933	12,674	12,472
確保方策(延人数)	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
<b>⑨時間外保育事業(延長保育事業)</b>					
量の見込み(延人数)	710	681	655	632	613
確保方策(延人数)	710	681	655	632	613
<b>⑩病児・病後児保育事業</b>					
量の見込み(延人数)	725	695	668	645	625
確保方策(延人数)	600	1,200	1,200	1,200	1,200
<b>⑪放課後児童健全育成事業</b>					
量の見込み(実人数)	721	692	665	642	642
確保方策(実人数)	810	810	810	810	810

## 第6 計画の推進

### 1 推進体制の充実

- ◇ 庁内における各部署の連携強化
- ◇ 関係機関や市民との協力
- ◇ 国・府との連携

### 2 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「交野市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。

【計画の点検・評価体制】

